

第4回 しあわせ倍增・行革推進プラン市民評価委員会 会議録

- 1 日 時 平成27年6月4日（木）午後6時30分から午後8時45分まで
- 2 場 所 浦和コミュニティセンター 第13集会室
- 3 出席者 <委員>
源 由理子委員長、長野 基委員長職務代理、鶴沢 勇委員、
内田 雅巳委員、江渕 多都子委員、大内 洋委員、岡田 晴美委員、
金友 清三委員、島田 栄子委員、中村 正樹委員、坂根 伸江委員
<事業所管課>
高齢福祉課：田辺課長、山田係長、高橋主事
介護保険課：野崎課長、青木課長補佐、築館主査
商業振興課：斎藤主査、松本主任
<事務局職員>
都市経営戦略部：原副理事、齊藤副参事、小島主幹、小池主査、
吉田主査、竹村主査、菅原主査、安井主任
行財政改革推進部：真々田部長、溝副参事、大塚主幹、吉田主任、
松下主任
- 4 議 題 重点審議事業の審議について
- 5 公開又は非公開の別 公開
- 6 傍聴者の数 0人
- 7 審議した内容 別紙のとおり
- 8 問合せ先 都市戦略本部 都市経営戦略部
電話 048-829-1064
FAX 048-829-1997
E-mail : toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

「しあわせ倍増・行革推進プラン」

市民評価委員会

平成27年6月4日（木）

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

行財政改革推進部

午後 6時30分 開会

○事務局

では、定刻となりましたので、開会をさせていただきたいと存じます。

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第4回しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会を開会いたします。

進行は、事務局の行財政改革推進部の溝と申しますが、よろしく願いいたします。

最初に、本日、取材、それから傍聴の申し込みはございません。

それから、委員会の資料と会議録、毎度お願いしているところでございますが、市のホームページに掲載をさせていただきます写真撮影と録音をさせていただきますので、あらかじめご了承いただければと存じます。

それでは、これから議事に入ります。早速議事のほうを始めさせていただきたいと思っております。

議事の進行につきましては、源委員長のほうにお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○源委員長

ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。よろしく願いいたします。

本日の議事は、重点審議事業の審議の2つ目でございます。

それでは、重点審議事業の審議について進めたいと思っておりますが、まず、事務局より説明がございます。

○事務局

議題（1）重点審議事業の審議についてご説明いたします。

事前に配付いたしました資料についてのご説明でございます。

資料1、重点審議調書でございますが、今回ご審議いただくテーマは、しあわせ倍増プラン2013の事業ナンバー10 高齢者見守りネットワークの構築でございます。前回と同様、所管課によります平成26年度数値目標に対する評価を記入の上、配付させていただきます。

なお、4段目の平成27年度に向けての課題・分析による改善点の欄でございますが、前回の評価委員会の御意見を踏まえまして、改善点は目標に達しなかった原因分析をしっかりと行うことから検討すべきことを明確にするために、平成27年度に向けての課

題・改善点から名称変更してございます。資料1の4段目の欄でございます。

それ以外の調書は前回と同様でございます。重点審議チェックシート以下は、メモとしてご利用いただければと思います。

本日は重点審議事業であります高齢者見守りネットワークの構築、以下、関連事業といたしまして、事業ナンバー13-2と13-3のシルバーポイント事業の2種類、11-1 24時間訪問介護サービスの推進、59 空き家、空き店舗活用地域コミュニティ活性化でございます。それぞれ高齢福祉課、介護保険課、商業振興課より順次、説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

最後に、毎回、前回の議事録の添削をお願いしているところでございますが、それとは別に委員会の振り返りという意味で、議事録を簡略化したものを別途、現在作成してございます。第3回評価委員会の振り返り版は現在作成しておりますので、次の開催案内や次回評価委員会でお配りしたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○源委員長

ありがとうございました。ただいま2点、説明がございました重点審議調書の様式の一部変更です。評価ということで、課題・分析というのが重要であるので、方法、その項目の名称を変えたということですね。重点審議調書の上から4つ目の欄でございます。

もう一つが、振り返り分を現在作成しているという点です。前回さまざまな意見を出していただきまして、その要約といえますか、どのようなことが問題点としてここで話し合われて、そしてそれに対してどのような解決策あるいは改善策が提案をされたのかということをもとめていただいているということでございます。

何かただいまのご説明に関して、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続き本日の重点審議事項の高齢者見守りネットワークの構築についてということで、皆さんと一緒に議論をする前に所管課のほうから説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高齢福祉課長

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、失礼して着座にて説明させていただきます。

項番、10番、高齢者見守りネットワークの構築につきましてご説明を申し上げます。

重点審議調書におきまして、評価はCとしております。これは、調書にございますように、この事業の中心になっております見守り活動に対する奨励金につきまして、地域のご理解が得られなかったことにより制度が創設できなかったことによるものでございます。

それでは、事業の内容や経緯につきまして、右肩に本日付の高齢福祉課と入っております資料に沿ってご説明を申し上げたいと存じます、

資料の1ページ、グラフが2つ載っているページをお願いいたします。

少子高齢化の進展や家族形態の変化が進む中、高齢者人口、特に今後75歳以上の後期高齢者の人口、また単身高齢者や高齢者のみ世帯の方々が、人数といたしましても、また割合といたしましても、今後さらに増加し続ける状況にございます。

しあわせ倍増プラン2013におきましては、高齢者が安全・安心に暮らせる社会を構築するため、高齢者の見守り活動を行う自治会への補助金として、(仮称)さいたま市高齢者見守り事業奨励金制度を創設し、平成28年度までに市全域に高齢者見守りネットワークを構築することといたしました。

資料をめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

高齢者見守りネットワークは、地区社会本体の地域を単位といたしまして、さまざまな方が単身等高齢者を見守り、声かけを行い、何か異常があった場合は地域包括支援センターや区役所、高齢介護課に通報、連絡し、相談をし、緊急の支援等を行う体制でございます。広く自治会、地区社会福祉協議会による日常の見守り活動を行っていただくことを基盤としながら、その中で見つかった心配なケース、深刻なケースにつきましては、地域包括支援センターや民生委員の方々による定期的な訪問につなげていく、こういった重層的な見守り体制の構築を目指しております。

資料の3ページをお願いいたします。

市内では、地区社会福祉協議会単位やあるいは自治会単位で民生委員の皆様を初めといたしまして、また自治会の役員の方々などによるさまざまな方法での見守り活動が行われております。しかしながら、見守り活動の方法ですとか規模、水準などにつきましては地域ごとにばらつきがございまして、これを全市的にさらなる見守り体制の充実を図るために、平成24年度当初に見守り協力員事業の案を自治会連合会、民生委員協議会及び地区社会福祉協議会の会議等においてお示しして、説明をいたしました。

しかしながら、この見守り協力員事業は、自治会からは推薦が困難である、あるいはここでお金というふうに入れてございますが、実は当時ポイント制を、この見守り協力員の方に活動実績においてポイントをつける、ポイントはお金に最終的に換えられるという構想案をご説明したわけですが、このポイント制に反対だというような理由をたくさんいただきまして、当時、方針の見直しを余儀なくされました。平成24年9月には、この見守り活動に対する経費に対し奨励金、1自治会当たり3万円を交付することで見守り活動の促進を図ることといたしました。ただ、こうした方針の変更をいたしました、同年の9月、11月、それから翌年の平成25年2月、自治会連合会理事会においてご説明を申し上げましたが、やはり賛同を得ることができず、また、平成25年7月ごろには個別にご説明をしておりましたが、やはりご賛同を得ることはできませんでした。

高齢者の見守りの必要性についての認識は一致しているというふうに考えております。反対のご意見をいただいた理由として考えられますことは、まず、地域の自治会さんですと、もう既に防災、防犯、また児童の見守りなど近年、行政と協働して取り組んでいただいている活動が数多くある中で、高齢者の見守り活動をさらにお願ひする際のお願ひのもっていき方が、やや一方的となってしまったのではないかと、それによりまして、負担感を与えてしまったこと、それから2点目といたしましては、既に見守り活動を盛んに行っていた自治会さん等もございまして、こうしたところの方々にとりましては、そこへ一定の人数の見守り協力員を推薦してくださいと、また、その方にさらにそこにポイントを付与しますといったことになりまして、選ぶことの難しさ、あるいはそのほか全く無報酬で行っていたほかの活動とのバランス、こうした提案が地域の既存の見守り活動を壊してしまうというふうに映った地域もあったかと思われまして。

また、自治会への過度の負担を避けるために、見守り協力員については、並行して公募による募集もあわせて行うというご説明も行ってございましたが、逆にこれにつきましては、そういった自治会の意図しない方が入ってくる、あるいは既に行っている活動が、またうまくいかななくなるといった観点からの反対意見もいただいております。

平成25年のその後、有効な改善策が見出せない中、自治会連合会などへの再度の依頼は行えずにおります。奨励金制度の創設はできておりません。今後につきましては、地域の方々や自治会の新たな負担とならない制度設計を行いまして、ご説明をしてい

くということが課題となっております。

資料4ページでございますが、参考といたしまして、上段の参考1は、また別の観点から事業者さんの協力をいただいて事業を始めました要支援世帯の早期把握のための取組について、また、下段の参考には、民間団体が独自に見守り活動を有償も含めまして取り組んでおられるケースがございます。こうした取組例の一つをご紹介しますので、いただきました。

それでは、引き続きまして項番13-2シルバーポイント事業（介護ボランティア制度）の拡充、13-3シルバーポイント事業（長寿応援制度）の拡充についてご説明を申し上げます。

当課のご提出申し上げました資料の1ページをお願いいたします。

前回もご説明を少し行っておりますので、簡単にご説明を申し上げます。高齢者を対象にいたしまして、2種類のシルバーポイント事業を実施しております。左側の長寿応援制度、これは平成24年10月から開始をいたしました。この事業は、高齢者の方に生きがいや健康づくり、あるいは介護予防の活動に参加していただいた場合にポイントを差し上げて、そのポイントをお金に換えられるというものでございます。

右側の介護ボランティア制度につきましては、こちらは高齢者、若干幅が広がっておりますので60歳以上の方に登録をしていただきまして、介護施設でのボランティア活動や宅配食事サービスや傾聴ボランティアなどのボランティア活動を行った場合に、やはりポイントを差し上げて、こちらのほうは奨励金に換えるか、それとも奨励金の分を施設に寄附するといった選択もございます。さらには、商品券のようなシルバー元気応援券に交換するという選択肢もございます。

この2つの制度を実施しておりますので、この図で真ん中のところでつながっております部分をご説明申し上げますと、左側の健康づくり活動につきましては、民間の市民の皆様が自主的につくっていただく、そこに長寿応援制度の利用者が参加するというものでございますので、その活動がないと成り立たない事業でございます。この活動を主催していただく団体の代表者の方やスタッフ活動をしていただいた場合には、それは右側の介護ボランティアのボランティア活動というふうにみなしまして、右側の介護ボランティア制度のポイントを差し上げているというものでございます。

ここで次のページ、裏面の2ページに実績の推移をご紹介しますので、

利用者数、登録施設あるいは長寿応援制度のほうで申しますと、活動の登録団体数、

いずれも伸びてはきておりますが、目標には達していないということで、今後の課題といたしましては、さらなる制度の周知、PR、また、まだまだ利用されている方が高齢者全体の中ではまだ一部にとどまっておりますので、さらに制度のPRをして、利用者の方を増やしていくことが課題になっております。

また、この事業に参加していただいて奨励金をもらうまでポイントをためていただいた方は、かなり活動の日数も必要なわけなのでございますが、そうした参加していただいた活動が介護予防あるいは健康寿命の延伸にどれだけつながっているかということが、まだ数字で検証できておりません。こうしたことが、今後の課題ということで考えております。

私のほうからのご説明は以上でございます。

○介護保険課長

続いて、私からは項番11-1、24時間訪問介護サービスの推進、こちらについてご説明いたします。

それでは、失礼して座ってご説明させていただきます。

資料は、ただいまの資料に続きまして、平成26年度さいたま市24時間型サービス事業所の公募概要でございます。まだ開いていただく必要はございません。またご案内いたします。

本市では、介護保険における定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、これと夜間対応型訪問介護サービス、こちらを24時間訪問介護サービスと位置づけておりまして、これらのサービスが市内全域で提供される、そのような環境を目標としております。サービス提供事業所を公募により選定しております。

それでは公募概要、表紙をめくっていただいて、1ページをご覧ください。

26年度の公募の概要でございます。1の(2)サービス種類及び募集数のところで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちら西区と岩槻区を募集圏域としまして、2事業者募集したところでございます。

夜間対応型訪問介護につきましては、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護で対応できますため公募対象事業とはせず、選定後、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同時に指定申請はできるとしたものでございます。

資料としては飛びますが、最後のページをご覧ください。事業所の一覧がついてございます。

現在、市内にごございます24時間対応の事業所がございます。夜間対応型訪問介護が1事業所、定期巡回につきましては、現在5事業所ございます。平成25年度に北区、大宮区、浦和区で開設され、26年度に南区で事業所が開設されました。現時点で岩槻区を除く9区でサービス提供ができる環境整備されております。

さらに、本年度開設予定でございますが、岩槻区で1事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が開設いたします。10月開設の予定となっております。これによりまして、市内全域でサービス提供ができる環境が整備されたと考えておりまして、目標が達成される見込みでございます。

私からは、簡単でございますが、説明は以上でございます。

○源委員長

ありがとうございました。続けて、よろしく申し上げます。

○商業振興課主査

どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、空き家、空き店舗を活用した地域コミュニティ活性化事業についてご説明をさせていただきます。

お手数ではございますが、お手元の黄色い冊子、しあわせ倍増プランの136ページをもとにご説明をさせていただきたいと思っております。お開きいただけますでしょうか。

それでは、失礼して着座して説明を続けさせていただきます。

59番の空き家、空き店舗を活用した地域コミュニティ活性化について商業振興課では推進しております。数値目標といたしましては、商店街地域コミュニティの活性化を図るため、平成27年度に確保した空き店舗で希望者に事業を行わせる新たな取組を開始し、平成28年度末までに4件の支援を目標としております。25年4月1日の時点では、商店会等が空き店舗を活用して行う事業に対する支援制度がありましたが、実施に当たって商店会の負担が大きく、取り組める商店会に限られておることから新たな空き店舗活用方策を必要と考えておりました。そして、平成26年度でございますが、制度の周知を目標としておりましたが、26年度については空き店舗のオーナーさんや商店会さん、それから事業予定者さんからヒアリングを行いまして、制度の概要をまとめさせていただきました。

目標とするホームページ等による制度の公募については達成はできませんでしたが、引き続き本年度、平成27年度に詳細の実施調査を行うなどして制度の詳細を設計して

まいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○源委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま重点審議の対象となっている見守りネットワークなど関連事業につきましてご説明いただきましたので、議論の前に、まず内容についてご質問等がありましたら少し時間をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。事実確認であるとか、ご説明があった事項でもう一度、内容についてご質問ありませんか。

○大内委員

重点審議資料の絵の書いてある3ページで質問です。上のほうに活動していただいた団体が3万円というふうにあるんですが、この団体がカバーすべき老人数というのは平均的に何人ぐらいになるんでしょうか。単価計算をしようとしてみた話なんですが。

○高齢福祉課長

この3万円の奨励金の交付の単位は、1自治会当たりということでございます。市内で854自治会が、ちょっと数は少し前後するかもしれませんが、850自治会がございまして、見守りが必要な高齢者の方が全市で5万人いらっしゃるとして……

○大内委員

分母が面倒くさいから仮に1,000としたら、50人ぐらい対象がいるという、そんなイメージでいいですか。

○高齢福祉課長

600ぐらいですかね。

○大内委員

わかりました。ありがとうございます。

○高齢福祉課長

ただ、ここで自治会さんをお願いをしようとしている見守りにつきましては、何気ない見守りからスタートしていただくということで、必ずしも特定の方を定期的に訪問するという活動だけではございませんので、漠然と地域のひとり暮らしの方を何気なく見守っていただくという活動も対象になっております。

○大内委員

わかりました。ありがとうございます。

○源委員長

確認ですが、今、1人1つの団体ということですか。

○高齢福祉課長

平均、市全体で5万人対象者がいらっしゃると想定して850団体で割りますと、失礼しました、60人程度、平均すると60人程度の想定でございます。

○源委員長

そのほかにご質問はないでしょうか。

○内田委員

教えていただきたいんですけれども、59番の空き家、空き店舗を活用した地域コミュニティの活性化ということで、これはアウトカムが商店街の活性化で地域コミュニティの向上が図れると、これをアウトカムとしているわけなんですけれども、市のほうの取組とすると、例えば空き家をまず先に認識しているのか、あるいは空き家があるということを近隣か、あるいは空いているという店舗の方から申し出てもらう形にするのか、その辺推進の仕方というのはどうやっていかれるのかなと思って、ちょっと教えていただければと思います。

もう既に把握していらっしゃるのか。例えば大宮駅近辺に空き店舗がこのくらいありますとか、そうなのか、あるいは周りから申し出てもらうような形にしようとしているのか、その辺をちょっと教えてください。

○商業振興課主査

それでは商業振興課のほうからお答えをさせていただきます。

毎年、夏前に180の市内の商店会さんに対して調査を実施しておりまして、その中で昨年度、平成26年度であれば半分の約90の商店会さんのほうから空き店舗があるというような回答をいただいております。件数としては約340件という件数をいただいております。

ただ、この内容につきましては、やはり商店会さんのほうで把握している内容の限界もございますので、見た目でシャッターが閉まっているとか、そういった件数も含めて全部で340件でございますので、実際に賃貸が可能なかどうかとか、そういった詳細については直接オーナーさんに伺うとか、調査が必要になってまいりますので、ただ現状としてはそういった調査も行って、この制度を推進してまいりたいと考えております。

○内田委員

あとは個別交渉になっているわけですか。

○商業振興課主査

個別交渉も必要だと考えております。

○内田委員

ありがとうございます。

○源委員長

ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。

○大内委員

全般的にちょっと共通してお伺いするんですが、何らかのすばらしいアイデアが仮にあったとしたときに、予算的な措置は追加でとれたりするんですか。

○源委員長

何か新しい改善案が出たときに……

○大内委員

例えば空き家の活用みたいなのであれば、例えば新しい人が賃貸人に入るときに、内装の設備に対して例えば借入金の利子補給をしてあげるよ的な予算案みたいなものは、もしそれを推進しようとするのだったら、予算をそれぞれおとりになったりしますかということ、新たに予算をとられるかどうかということ、を共通で質問したいわけです。

○商業振興課主査

商業振興課のほうから先にお答えをさせていただきます。

本年度につきましては、こういった空き家の地域コミュニティ活性化ということで、予算として店舗改装費で400万を上限とした予算をとっておりまして、さらに家賃補助として1カ月25万円、12カ月で300万、合計すると700万円の補助額のほうを予算として確保させていただいております。

○大内委員

その700万というのは何件当たりですか。

○商業振興課主査

1件ですね。

○大内委員

1件ですか、結構でかいですね。ありがとうございます。

○源委員長

各事業ごとにとということでしょうか。

○大内委員

予算措置をするおつもりがあるのかどうかという……

○源委員長

何か新しいアイデアが出てきたときに。

○大内委員

そうです。それを聞きたいだけなんです。

○鶴沢委員

さいたま市PTA協議会の鶴沢ですけれども、用途とかそういうのは決まっていますか。その事業体に対する補助できる業種とかそういうものは。

○商業振興課主査

では商業振興課のほうからお答えをさせていただきます。

こちらで想定しておるものは、地域コミュニティを活性化させる事業として、具体的には子育て支援、保育サービス、高齢者交流、障害者交流、それから地域の情報発信、歴史文化の継承発信等、そういった事業を想定しております。

○源委員長

ありがとうございます。介護保険課のほうで何かございますか。

○介護保険課長

介護保険といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、さらに夜間の訪問介護、介護保険の事業計画の中で見込んで、どのくらいのサービス提供量が必要かというのは見込んでおりますので、今後3年間で定期巡回につきましては大きく利用者を増やしていこうと考えております。その分の、お使いになれば介護サービス費というお金が出ますけれども、その費用については計画の中で見込んでおります。それで、実際に27年度の実績も見て、次の28年度以降の予算は要求していくという形になります。

そのほか事業所を開設するに当たって市からの補助はございませんが、国・県からの補助事業がございます。ただ、これは各年度、国・県の補助のあり方が変わってまいりますので、それに対応した形で補正予算というものをとって事業の推進を図ってお

ります。以上でございます。

○高齢福祉課長

高齢福祉課でございますが、見守り事業につきましては、奨励金を予算措置させていただいておりますが、残念ながら奨励金を交付する段階にまだ至っておりませんので、まずは、これがどうやったら円滑に有効に使っていただけるかということが課題になっております。

○源委員長 ほかにいかがですか、内容について。

○岡田委員

地域密着型サービス事業者というのは、どういったイメージのものですか。

○介護保険課長

その名前どおりみたいなどころがあるんですけども、基本的にさいたま市の市民の方ではないと使えない介護保険のサービスになります。ただ、市外の地域密着の利用者がその事業所のある市町村が認めてくれれば使うことができます。例えば要介護高齢者であればグループホームというものがございます。認知症の方が使っていただく施設でございますけれども、それを地域密着のサービス事業所ですので、基本的にはさいたま市民しか使えません。使えませんが、市外事業所であっても、その所在地の市町村が認めれば使うことができます。なぜそのような地域密着という形にするかということになりますと、地域の中で必要なサービス量を見込むために市内の人だけが使うことで、そこに使うサービス量の見込みがつかますので、密着という形をとっております。

○坂根委員

各サービス業種で大体どのくらいの人が利用していて、5ページの表によって全市内の日常生活圏内の中に高齢者数というのが全部出ていますよね、各区で。それはやはり利用にばらつきがあるんですか。

高齢者のパーセントとかも随分違いがあるんですが、その辺はどういう……

○介護保険課長

区民の方がどのように使っているかということは、すみません、余り把握していません。市内全体で見えています。ただ地域密着の事業所を整備するときに、その地域内にはないサービスであれば、その地域の方は使いにくいと考えていますので、整備されていない地域に地域密着のサービスであれば、整備されていない地域に整備していく

という形をとっています。

○坂根委員

そうじゃなくて、大体どのくらいの人が利用しているのかというのが、それで事業者数がどれくらいでというのが全然わからないんですけれども。だから少ないとか、だから多いとか言われても、どのくらいの人が利用していて、どのくらいのお金が動いているのかというのが。

○介護保険課長

すみません、さいたま市内全体であればお話できるんですけれども、区別ということですよ。

○坂根委員

わざわざ区別で、高齢者のパーセンテージが出ているので。

○介護保険課長

すみません、今、区別でお答えできるものは持ってきておりませんので、申し訳ございません。

○源委員長

区別のデータというものは持っておられるのですか。

○介護保険課長

すみません、区別のデータあるはずでございますが、今、あるなしもごめんなさい、お答えできないんですが。

○源委員長

そのほかにいかがですか。

○坂根委員

それで夜間対応型訪問介護というのが1件しかないんですけれども、これはほかと具体的にどういうふうに違って、夜間だけは料金が高いとかそういうのがあるんですか。そんなのがわからなくて。

○介護保険課主査

実際、今、定期巡回、この24時間訪問サービスというのが、まだ市民には全然浸透していない状況なんですね。区別で何人というほどの需要はまだありません。今、5事業所あるんですけれども、それでも一番多い事業所の利用者数が、最高で4月末現在で11人です。一番少ないところは3人です。なので区別で出すことの意味がなくて、

サービスの普及はまず全市で行おうというところから、今度需要をどうやって掘り起こすかという段階になっておりますので、利用者数云々というところまでの集計にはまだ意味はない段階なんですね。

○源委員長

わかりました。それは最初の質問ですね。もう一つの夜間対応のところのご質問についてはいかがでしょうか。

○坂根委員

でも全体でそのぐらいしか利用していないということですよ。

○介護保険課主査

そうですね。まだ3桁いっていません。市内で。

○源委員長

そのご質問は内容についてですよ。

○坂根委員

でも何かそんなに少ないと思わなかったもので、それだったら何かこんなというのがちょっと……

○源委員長

こちらのほうは24時間訪問介護サービスの推進ということでA評価になっているので、昨年度として、目標としては大丈夫だったということで……

○介護保険課長

整備量として達成ということでお答えさせていただきます。実績は……

○源委員長

これからだと、そういう理解でよろしいですか。

○介護保険課長

申し訳ございません。

○源委員長

そうしたら内容についてよろしいでしょうか。

そうしましたら、いよいよ評価というか議論のほうに入ってまいりたいと思います。前回と同じようにポストイットを使って、まずご意見を言っていて、そして解決策と改善案を皆さんで議論するという形で進めたいと思います。

今はちょっと質問を一方向的にするというふうな形になっておりましたけれども、こち

らのほうでは、今後どういうふうに改善、もし問題があるとしたらどういうふうに改善することが可能なんだろうかということをご皆さんにいろいろアイデアを出していただきながら議論をしていく場でございますので、どうぞ所管課の皆さんも一緒に、こんなふうなのはどうかというときにまたいろいろお互いに話し合いをしながらアイデアを議論していくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ちょっと前回と違ひますのは、前は最後に皆さんで、これが問題でこれが解決策だったねということをごちょっと振り返る時間がとれればよかったですけれども十分にとれませんでしたので、今回、まず皆さんのほうから問題点あるいは疑問と感ひるものをこちらのピンクのほうに書いていただき、まず貼っていただきます。疑問とか問題点とか。また質問もあるかもしれませんけれども、お願ひします。

それに対して、じゃどういうふうな解決策が可能だろうかということをご今度はこちらがブルーになってございますので、ブルーのほうの紙にできるだけ書いて、ご意見を出していただきながら議論していくというやり方でやりたいと思ひます。

よろしいでしょうか。やり方としては前回と一緒にです。

○鵜沢委員

ちょっとその辺配慮なりちょっと確認したいんですけれども、この高齢者介護、孤独に対しての解消、安心安全生活というんですけれども、これをやる場合に、今行政のほうでは民生委員さんがいますよね。私たち社会福祉協議会とかいろいろなところへも出向で行くんですが、個人情報保護法で高齢者がどこに住んでいるかって、安易に行政で教えられるんですかね、その場合、入る前に。そういう情報をこちらのほうに評価をする場合に、例えば委託して問題があればここに書いてありますが、そういう一般市民の不特定多数に、ここへ1人で住んでいるということは、詐欺とかいろいろな部分がある中で広く周知して、個人の人に対して言えるのか言えないのか、その辺を聞いてからじゃないと、ちょっと問題解決には入れないんじゃないかと。

○源委員長

じゃ質問ということでお願ひいたします。

○高齢福祉課長

高齢者の世帯構成や年齢などにつきまして、個人情報でございますので、民生委員さんにつきましては、公務員ということで守秘義務がございますが、民生委員さんにお願ひする仕事ごとに必要なデータは差し上げて、終わった後回収するということにな

ります。

したがいまして、こういった見守りのケースにつきましては、守秘義務がある職にある方につきましては、その必要度に応じまして情報を出していくこととなりますが、例えば今回、事業化しようとしている自治会の見守りなどにつきましては、基本的には自治会の皆様が地域での活動の中で見守りが必要な方を自分たちで把握していただくことが、まず原則でございます。そのために市のほうから名簿を出すということは、本人の同意があれば別でございますが、同意をなくして情報は出さない扱いでございます。

○鵜沢委員

自分で見つけて自分で見守りしろということなの、最終的に。

○高齢福祉課長

制度的に、例えばこれから取り組むことになっております災害対策基本法の中で災害時の避難行動要支援者名簿をこれから全国でつくることになっておりますが、こういったものはご本人の同意、名簿を出すということについて、渡すということについての同意をいただいた方の名簿について、そういった自治会の方にお出しするという扱いでございます。ご本人の同意があれば出せると。

○事務局

ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。高齢福祉課長がお話したのは、基本的にそのとおりです。その上で少し補足させていただきます。

私、民生委員の担当をこの3月いっぱいまでさせていただいておりますので、今回のこの見守りネットワークの関係で申し上げますと、基本的、まず各地区担当をされているその担当地区の民生委員さんは、その地区にこういった対象となる方は実態調査をして大体把握されております。1,300数十人、市内には民生委員さんいらっしゃいます。担当地区をしっかりとっていて、その実態というのを把握していただいておりますので、こういったネットワークを自治会さんを中心として協力していただくということであれば、当然民生委員さんが個人的に持っております情報、これ全部を名簿として皆さん自治会の人に渡すのではなくて、それぞれの、ここにはこういう高齢者が住んでいますよという民生委員さんが把握している情報をその自治会の皆様と協力しながら、実際にそういう見守りをさせていただく方を一人一人についてどなたが見守りの担当になるのかというようなことでネットワークをつくっていくという、そん

な形になると思いますので、民生委員さんを中心にこのネットワークをつくっていくようなイメージに実際にはなっていくのかなと、協力していただきながら、このように考えておりますので、個人情報を出すとということではないんですけれども、民生委員さんが持っている情報を必要な範囲で自治会の皆様にも提供しながら協力していただくという形になっていくと思います。

○源委員長

それでは、いよいよこちらの問題点とか何か疑問でもありましたら、カードをお願いします。

もし貼っていただいてから、あとちょっと同じようなものがあれば、また分類しつつ、中には質問もごございますので、質問とかも貼って、そして議論してまいりたいと思います。

まず、解決策とか案は今から議論するとして、赤いほうですね、ちょっと見にくいと思いますので読み上げますので、同じようなものがあれば。

こちらは3枚で1つですね。訪問介護のサービス事業で、なぜ市だけの事業者が必要なのか。民間と何が違い、どんな違いを打ち出そうとしているのかという、これはご質問ですかね。利用者が余りに少ないという、先ほどの説明がありましたが、という指摘がございます。これは多分1つ質問で、1つはちょっと問題じゃないかというところだと思います。

自宅での見守りが有効な高齢者は、そもそもどれぐらいいると想定しているのか。こちら質問ですね。これは質問事項ということでよろしいでしょうか。

○中村委員

はい、質問です。

○源委員長

そうですね。まず質問は後で、ちょっとまたお答えいただきたい。

自治会の役員さん、地区社会福祉協議会の役員さん、民生委員さん、同じような顔ぶれの方がたくさん仕事を抱えて大変そうです。大変だなという認識ですね。

それから、事業相互の連動がちょっと不十分じゃないかということでもよろしいでしょうかね。不十分ではないかと。

もう一つ、次です。戸建て、集合住宅地域等、それぞれ対応が違うのではないかとという問題意識。限界的なメリット、増えるコストはどういうふうに整理していくか。こ

れも質問ということですね。それから、補助した分は活動してもらったことをどうモニタリングしているのか。つまり活動に対して補助するけれども、それをどうモニタリングしていくかと、そういうご質問ですね。

いろいろ提案して受け入れてもらえていないが、ほかによい提案は残っているのか。何かいろいろやられてご苦労されているようなんですけれども、ほかになにかご提案をお持ちですかというご質問ですね。

各自治に、これ自治会ということですかね。担当者を二、三名設ける、これはどちらかという問題解決のほうですかね。二、三名設けたほうがいいじゃないかというご意見ですね。

自治会役員も一、二年でかわってしまうので、引き継ぎの問題があるのではないかとということですね。

それから、地域包括支援センターがもっと身近にならないか。これ身近だと感じられないということですね。

自治会にコストは増えないのなら、自治会等の理解納得は不要なのではないかと。これは質問というよりあれですかね。

○中村委員

まあ質問です。

○源委員長

でも議論の対象ですかね。

○中村委員

すみません、素人の質問で。

○源委員長

質問ということで分類します。

それから、既存の仕組みで十分というなら追加で見守りするこの施策は不要。こちらは、これも見守りのほうですね。自治会がいろいろもうやっているからというふうに言っているけれども……

○中村委員

先ほどの限界的なメリット、増えるコストということに関連していますね。

○源委員長

こういう質問です。これ質問というより、この施策そもそも要るのという疑問ですね。

○中村委員

結局そうなりますね。

○源委員長

問題提起、要らないかもしれないじゃないという意見でございます。

ポイントシステムを改善したほうがいいんじゃないかというご提案。ご提案というか、これはポイントシステムがちょっと今問題があるんじゃないのかということですかね。

今、問題としては、利用者が余りに少ないということですかね。あと自治会の大変そうだな、事業相互の連動が不十分じゃないの、それぞれ対応が違うんじゃないか、戸建てとか集合住宅ですね。あとは自治会役員も一、二年でかわってしまうので、引き継ぎの問題がある。地域包括支援センター、そもそもこの施策は不要んじゃないか、それからポイントシステムは、ちょっと課題があるのではないかというふうなことです。

何か似たようなカードというのは、ありますか。

例えば自治会のことの問題というのでいうと、これは自治会以外も入っていますけれども、いろいろ仕事を抱えて大変そうだねというのと、あと引き継ぎの問題があるんじゃないかというのが、これ自治会関連の何か、大変そうだねというふうな感じがします。

あとは事業相互の連動、この場合の事業というのは、これは関連事業ということですかね。

○大内委員

そういう意味です。

○源委員長

今日のご説明があったのを主にという。

○大内委員

端的にいうと横串通しませんか的なお話。

○源委員長

横串通しましょうと、それぞれの仕組みを使って、見守りというのもやったのかどうかなのかというふうなご意見というか問題提起ということではよろしいですか。

○大内委員

はい。

○源委員長

自治会のこととか地区社会福祉協議会とかの大変さ、自治会の中では役員の事務引き継ぎに対する、これは関連事業の連携、連動ということで何か見守りというのは解決できるんじゃないのか。つまり同じアウトカムを持っているから、これがアウトカムなんですけれども、同じようなアウトカムを持っているんだったら連動できないのかと。

それから、これは方法論としてそれぞれ対応が違うんじゃないかということ、あるいは施策そのものの問いかけです、こちらのほうは。既存の仕組みで十分というなら、追加で運営する施策が要るんだろうか。

それからポイントシステム、地域包括、これはちょっとそれぞれ別かと思しますので、別々にいきましょう。

これはどうですか、ちょっとここら辺の問題意識、少しご説明いただきたい。

○江渕委員

私なんですけれども、前からずっと何代も住んでいるところの地域のこのところに誰がいてという顔見知りというそういう地域もあれば、新興住宅でぼんと来て、いろいろな世代の方が住んでいて、どこに誰が住んでいるかわからないとか、何かそういった地域が場所によってさまざまなので、見守りといっても非常にこれは難しい問題だなというので挙げさせていただきました。

○源委員長

なるほど。つまりその地域の特色によって、見守りしてくださいと言っても、いろいろな対応も違うし、働きかけも違ってくるんじゃないかということですかね。

○大内委員

余談なんですけれども、私さいたまに移り住んで15年くらいになるんですが、余り規模の大きいマンションに住んでいるんですけれども、いまだに町内会のお誘いが1回も来たことがない。多分そういう意味で、それだけ集合住宅の場合、孤立する可能性があり得るという意味ですけれども。

○源委員長

何かそうすると難しいですね。一律に、今ちょっとそれぞれどういう問題かなという、一律に制度を入れることの難しさがあるんじゃないかということですね。

○鶴沢委員

自治会は、賃貸住宅は会員には入れませんからね、最初から。いつ引っ越すかわからないという理由がある。会員資格がないということで、もともたないという……

○大内委員

そういう意味なんだ、なるほど。

○鶴沢委員

それは内々で自治会のほうで、だから賃貸住宅には会員は一切せずということですからね。

○源委員長

そうすると自治会ということでアプローチしても、全部をカバーすることはできないということですね。

○鶴沢委員

とてもじゃないけど、できないですね。

○源委員長

内容についてはもう1種類、地域包括支援センターがもっと身近にならないかというご提起はどなたが……

○江淵委員

私なんですけれども、地域包括支援センターというイメージが、本当に支援とか必要な方のところに訪問の軽自動車をよく見かけるんですね。だから、そういった内容ぐらいしか私のほうで認識がなかったのが、今度は本当に身近なところに新しくできまして、私、今年自治会の広報の役員をしているので、こういう私たちの地域にも地域包括支援センターができましたよというのを広報紙に載せたり、いろいろなPRをする予定で進めているんですけれども、何か具合が悪いから使う支援センターというイメージだったのが、どうも相談に行くとか、そういった支援センターであったというのを、この春私初めて認識したので、もうちょっと身近に、誰でも気軽に行けるというPRがもっと必要じゃないかなと思って……

○源委員長

そういうふうなことですね。じゃこちらのポイントシステムをちょっとご説明。

○大内委員

このポイントシステムって、多分何かはんこをつくとか、そんな感じですかね。

○高齢福祉課長

シールを、こういった長寿応援手帳、こういった登録者の方がお持ちになって、活動に参加すると、休み時間なんかは所定欄に1ポイントのシールを貼る。

○大内委員

それだったら目に見えるという良さがあるんですね。私がちょっとイメージしたのは、いろいろなポイントプログラムがありますよね。今、S u i c a 初め皆さんICチップが載っているカードを必ず持っていらっしゃると思います。ICチップのやつをピッとかざすと、お金の部分なんかはブラックボックスになっていますけれども、シリアルナンバーは簡単に読めるんですね。そのシリアルナンバーに対してサーバー側でポイントを付与してあげたら、さいたま市が持ついろいろなポイント制度そのものが、何か全部同じような管理ができないかという意味でのポイントの改善と。

実はうちの会社は携帯コンテンツをやっているもので、携帯電話を相当数持っているんです。それぞれICチップが搭載されていますでしょう。そのICチップのシリアルナンバーをピッと読んでサーバー側に、これはこの機種でこんな機能があるよというのを管理させているんですね。サーバー側にポイントを付与するみたいなことは、そう難しい話じゃないと思うので、多分今だったら、今後始まるであろうマイナンバーカードとか、それからS u i c a とか銀行のカードもそうでしょうけれども、ICチップを必ず皆さんお持ちだと思うので、そんなことができないかという提案であります。

○源委員長

ICチップを活用したポイントシステム、これはもうこっちに貼っちゃってよろしいですか。ご提案ですからね。

○大内委員

結構ですよ。

○源委員長

というイメージだそうです。

それでは、まずちょっとここに幾つかご質問がありますので、これはお答えいただくと、また次の議論につながっていくと思いますので、自宅での見守りが有効な高齢者はどのくらいいると想定されているかというのは、どのくらいですか。

○中村委員

ちょっと補足させてください。私も母親が田舎の熊本で要介護になっておりまして、

それを見ていると自宅での見守りが有効なひとり暮らしの独居老人は余りいなくて、むしろ施設に入ってもらったほうが都会の長男としては安心です。今のさいたまというマーケットで、自宅での見守りが有効だという高齢者はどれぐらいを想定しているのかわかって、そもそものマーケットがどれぐらいのものであるというふうにお考えになっていらっしゃるかということをお伺いしたいということです。

○高齢福祉課長

ちょっと正確な数字を持ってこなかったんですが、先ほどの5万人という数字を申し上げましたが、さいたま市内の単身高齢者、ひとり暮らしの高齢者と高齢者のみ世帯の高齢者の方の人数、正確ではないですけども、大ざっぱにそのくらいの数字でございまして。これはどんどんふえ続けておりますので。もちろん単身の方でも全然見守りが必要ない方もいらっしゃるし、若い方と同居していても、日中、単身と同じ状態の方もいらっしゃいますので、その辺の乗り入れはあるかと思いますが、大ざっぱに5万人ぐらいという数字が今あります。

○中村委員

その5万人というのは、今の既存のシステムの中では見守りされているという認識なんですか。見守られていない人がどれぐらいいるのかという数字はあるんですか。ごく大ざっぱで結構ですけども。

○高齢福祉課長

それはいいですね。見守りされている方の人数の把握というのは、まだしていません。例えば見守り活動を行っている自治会の数ということですが、ちょっと1年ぐらい前の数字で、活動を行っている自治会の数が247という数字、平成25年度末の調査のときの数字の854自治体の中の数ですので、約30%ぐらいでございまして。ただ、行っている自治体もどのくらいの活動の水準なのかまちまちでございまして、ちょっとデータはございません。

○中村委員

自治会だけではなくて、前回の会議でさいたま市は新聞の配達業者と提携済みですとおっしゃったと思うんですが、事業者とも提携をして見守りをしてもらおうように、さいたま市としても取り組んでいますというご発言があったやに思っております。その人たちも自治会以外に見守りしているということなんですね。資料2ページにも配達とか検針事業者が見守りしているという絵になっていますけれども。

○高齢福祉課長

何か配達や検針の途中で新聞がたまっているだとか、異常を感じた場合には通知していただくようなことになっています。それは、特に特定の方ということではございませんので、また高齢者に限らず障害者の方や、最近ではやはり若い方でも病気でお亡くなりになってしまうような孤独死、孤立死というようなケースもありますので、数的にその対象者ということでの把握にはまだ至っていない。

○源委員長

今のご質問、ほかにもいろいろなシステムがあるんじゃないかと、そういうことでございませぬ。

○鶴沢委員

さいたま市としては民生委員と社会福祉の市役所職員で一応巡回活動ということで回っていて、一応対象者全員はカバーしてあるという前提の中で、今の人数では足りないからこういうものを構築してやるという建前ですよ。

ただ、その見守る時間が1カ月に1回になるところを1週間に1回でも見守れるように、こういうネットワークを組織したいという形で今の話入っているわけですよ。

○高齢福祉課長

そうですね。民生委員さんによる見守りは除外してちょっと申し上げようと思いましたがけれども、それはそれでございます。

○源委員長

つまり今の議論の多分ポイントは、ほかにも民生委員さんとか新聞配達とか、いろいろやっている中で、こうこうこうで、しかし不十分だから自治会であるという、そこら辺のちょっとデータが欲しいですね。そういうところであるかと思うんです。もしかしたら、そういうネットワークでやるということでもいいかもしれないというのがあるということだと思えますけれども、多分それに関連して、この既に既存の仕組みで十分というような、必要があるのかというところですかね。

○中村委員

例えば850の自治会のうち250は見守り活動をやっていますとのお話でしたが、残りの600はやっていないんですか、それとも回答がないんですか。

○高齢福祉課長

全部がやっていないか、回答がないというのものもあるかもしれませんが、ちょっとそこ

は定かではありません。

○源委員長

ちょっと質問のほうだけもう少し伺うと、これはどんどん高齢者が増えるけれども、コスト……

○中村委員

ネットワークを構築する限界的なメリットというのは、今ある既存の自治会とか地域包括支援センターの見守りシステムに加えて、今度新しくつくろうとするこの施策がどういうふうな限界的なメリットを生むものだと思ってつくっていらっしゃるのかというのを伺いたいということなんですけれども、いかがでしょうか。

先ほどご説明のあった足りないところ、足らざることを補うのが限界的なメリットという整理なんですか。

○高齢福祉課長

そうですね。民生委員さんは約1,300人、市内にいらっしゃるということで、1自治会に1人か2人なわけなんです。やはり体力的にも物理的にも限界がございます。当初、高齢福祉課でご提案を申し上げた見守り協力員の事業は、その民生委員さんの見守りを補佐する、あるいは補う趣旨でご提案申し上げたものでございます。

○大内委員

ちょっと1点だけ質問いいですか。

民生委員さんとか、例えば新聞屋さんとかから集まった情報はどこに集まるんですかね、最終的にはその情報はどこに来るのでしょうか。

○高齢福祉課長

見守りの中で何か気がついた場合は、まずは、高齢者の場合、区役所の高齢介護課、また地域包括支援センター、そういったところですぐ現場へ……

○大内委員

情報が一括して集まるような形にはなっているんですね、直接。わかりました。

○源委員長

よろしいですか。

そうしますと、こちらのほうはよろしいですか、大丈夫ですか。補助したものを活用してもらったことをどうモニタリングするのか。

○高齢福祉課長

これは補助金の制度、一般に必要なことをございますが、事業が終わった後、実績報告をしていただく、そこでは何に幾ら使ったかということをしっかり報告していただくことになっております。1年度に1回、報告していただく。

○源委員長

もう一つ質問させてください。ほかによい提案はあるのでしょうか。何かお考えになっていることはあるのでしょうか。いろいろうまくいっていないと、説明会をしたけれども、こうやっていろいろご説明もちゃんとしたけれども。

○高齢福祉課長

やはり負担にならない、できるだけ負担にならない支援のシステムをつくれればいいなど思っているんですが、なかなか実際には負担が出てしまうという。

○源委員長

それでしたら今のお言葉を受けて、ここに負担だなど、負担のない、あるいはいろいろ引き継ぎの問題もあるんじゃないの、大変だなどというご指摘がある中で、1つは事業相互の関連をもっとうまく使ったらいいんじゃないかという問題ですかね。事業間あるいは役所の中の連携上の課題ということでございますが、これについては、どうですか、何か具体的なご意見とか、こんなふうなことができるんじゃないかとか。むしろ伺えますかね、連動ということが。

○大内委員

そこが、ちょっと自己解決しているんですけども、介護との連携というところで、例えばヘルパーさんとかの給料安いですよ。ヘルパーさんがいらっしゃったときに、その近くのヘルパーさんの往路復路で、その途中にいらっしゃる方の見守りをお願いできないか。これにも多分、きつとお金が必要で、個人情報の問題もあるでしょうし、お金のポイントで上げるか、多分何らかの形でチェックリストを書いていたことに対して対価を払うかというようなことで、外部の力を借りて相互連携が図れないかということで、そういう趣旨で自己解決しております。

○源委員長

という案もございましてけれども、ほかにはいかがですか、今のこちらの、ほかの事業との連携どうですか、皆さんのほうから何か連携して見守りということを、もっとこういことができるかもしれないというご提案は。

○高齢福祉課長

例えば連携の一つの例といたしましては、認知症の高齢者の方が徘徊してしまったような場合には、その探索の情報ネットワークの仕組みをつくっておきまして、支援要請があった場合は、電子メールやファクスで登録してある機関に一斉に流しまして、それで発見されるケースがございます。介護保険事業者さんにもご協力をいただくようになっておりますので、巡回中の事業者さんに発見していただいたケースも実際にご覧いただけます。

○大内委員

それは、対価は発生しているんですか。

○高齢福祉課長

いや、それは全く無償でやっております。

○金友委員

どれぐらいいらっしゃるんですか、徘徊するような方が、さいたま市で。概算で結構ですけれども、わかっている範囲で。

○高齢福祉課長

そのシステムはあらかじめ徘徊するおそれがあるという方に事前に登録していただいているんですが、その数が、申し訳ございません、100人とか200人とか、そのくらいのレベルかと思えます。ちょっと正確な数字を今思い出せないんですが。

○鶴沢委員

よろしいですか。介護保険入っていますよね。僕のほうでもひとり暮らしの92歳のおじいさまがいるので、1日1回見にいったりはしているんですけれども、ヘルパーさん頼むとお金がかかって市の助成金があつて、月に週2回で5,000円ぐらいかかっているんですね。ヘルパーさんにある程度のものを頼むと、市の助成金の中でやはり契約書があつて契約を結ばないと、ヘルパーさんにただでやっってもらうというのは基本的に役所で登録している業者じゃ無理なんじゃないですか。金銭発生する。業としてやっているところで、市として認めているところがあるわけですので、ただじゃできませんよ。

○介護保険課長

介護保険の制度でいえば、事業所さんにご当人、家族で契約していただいて介護報酬という形で介護サービスを提供しますので、介護保険のサービスとして認められている範囲以外のものであれば、介護保険からお金が出ないということになってしまいま

す。

それで、先ほどの事業所さんが次のお客さんのところに向かう途中とか、あるいは帰る途中で様子のおかしい人を徘徊かなという方を見つけた場合には、支援センターであるとか区役所に連絡するというのはありますけれども、それは何らかの対価が出ているものでもないし、それは見つけたら、そういうことを連絡してくださいとお願いはしていますけれども、それに対して……

○鶴沢委員

今、徘徊の話じゃなくて、見守りで部屋に直接見について見守りの間その部屋にいる。何もなくても行く状態で、行ったときの対価はどうなのかと聞いているの。徘徊しているのは、普通の人たちでも、こちら防災さいたまです。グレーのズボンはいている人いませんか言えば、誰でも見かければ声かけするし、ある程度自治会でもそれはするんですよ。直接その家の部屋に行って見てもらうのに、今ヘルパーさんの、例えば役所として方針を出すのに当たって、働いている人は使用人、許可もらってやっている人は企業として、例えば使用人がいるこういうところに対して、ただでそれをやれるよう行政のほうで一つ仕事を増やすということが、この場で書いて出せるか出せないかということなんです。

○介護保険課主査

よろしいですか、すみません。介護保険はあくまでも保険制度なので、やっていいことというのは定められているんですね。ヘルパーさんというのは訪問介護事業所になっている。そうなってくると、それをサービス提供時間として、やはり訪問介護やってくださいという決まりなんですね。そのついでに、じゃ見守りを別の事業としてやるということになってくると、それはできない話になってしまいます。

○大内委員

そういう意味じゃなくて、私がどこかに介護に行きます……

○介護保険課主査

わかるんです。その行き帰りも含めて、例えば9時から18時までがサービス提供の時間として設定して、その間にヘルパーさん派遣しますよという話だと、その行き帰りの時間だと……

○大内委員

移動時間も拘束時間に入るとのことですね。

○介護保険課主査

そうです。

○大内委員

そういう意味か。委任関係とかは無理ですか、委託じゃなくて。

○介護保険課主査

だとすると、逆にいうと訪問介護事業者じゃないところの業務としての事業になってくるので。

○大内委員

なるほど、わかりました。

○源委員長

ちょっと実現は難しいですね。そこら辺は。

○大内委員

難しいかもしれないですね。

○源委員長

ということですね。

ほかに今、連携含めてどうですか、同じ局内のいろいろやっぺらっしゃる事業で何か連携して見守りというのが可能かどうかというのは、皆さんのほうから何かございますか。別にここで決めるという話ではないですけども、もし何かアイデアとかございましたら、いかがでしょうか。何かございますか。

○高齢福祉課長

見守りを兼ねている事業というのもございます。その一つは配食サービス事業ですね。お弁当をお配りするときに少しお話もするような……

○大内委員

結構現実的ですね、ヘルパーさんじゃないから。

○中村委員

それはやってくれますね。

○大内委員

いけますね。

○源委員長

そういう事業というものも含めてトータルで見る、もう一度整理してみるというのは

一つの方法ですね。

○大内委員

軽微な対価を払って効率を上げたいなという、そういう思いだけなんです。

○源委員長

少しの対価で。

○大内委員

そういう意味です。

○中村委員

足らざる部分を補うときに、その足らざる部分というのは一体何だと整理しておられるんですか。民生委員が一応全部カバーしているんだけど、やっぱり足りないなと。何が足りないんですか。行く頻度のことですか、それとも対象のマーケットに対するカバレッジなんですか。あるいはほかにも何かあるのかもしれないけれども。

○鶴沢委員

そういうような状況というのは基本的に多過ぎるんだよね。

○中村委員

それはそうしたら頻度みたいなことですか。

○鶴沢委員

人数が。

○源委員長

人数が多いので余り行けないとか見れないとか、そういうことですかね、民生委員さんの立場で。

○高齢福祉課長

そうですね。やはり幾ら民生委員さんでも、毎日、時にはご自身の用事もあるでしょうし、なかなか100%、毎日の見守りは絶対不可能です。

○中村委員

頻度を上げようとするのであれば、誰か人をお願いするしかないわけですよ。ロボットとか機械を使うのではなく、追加で人手を雇ってお願いをする案が自治会だったという、そういう流れなんですよ。

○高齢福祉課長

そうですね。

○鵜沢委員

学校なんかスクールサポートネットワークという、この下に入っている2ページの表は、まるっきりネットワーク事業の中に全部含まれているところなんですけれども、これみんな自治会のほうでダブっていて、一番自治会で抱えている問題は高齢者、自分自身がもう75歳過ぎの人ばかりで若い人が入ってくれないというところで、だから自治会に頼る、自治会さんは民生委員さんもいれば配食サービスの方も自治会、防犯ボランティアも自治会、自治会を丸ごと社会福祉協議会の窓口にしても、社会福祉協議会も自治会もみんな同じ人がやっているの、それで高年齢化、だから先に進まないんだと思うんです。

だから、僕が書いたんですけれども、学校の時もそうです、図書ボランティアと学校安全ボランティアの交流ということで、各団体、自治会さん、社会福祉協議会が見つけた新たな団体をつくって、そこの推薦者、自治会と社会福祉協議会が認めた人の中で見守ってもらわないと、自治会の人たちはもう無理だし、お年だし、その辺を含めた形でバランスよく書いていかないと……

○源委員長

これこのカードですか。各団体が認めるネットワーク団体、これは今のお話ですと見守りを目的としたネットワーク団体ということですか。

○鵜沢委員

単純に予算もかからない……

○源委員長

こういうのはどうですか。今の話。

○長野委員

かなり制度の前提を変える業務ですね。そもそも前提となる考えは、もう無理なんじゃないですかというところ……

○鵜沢委員

ただ自治会、社会福祉協議会というのは、やはり地域の中では、ここでいう偉い人たちだと。自治会さんがみんな、社会福祉協議会が推薦する人たちでつくった、できる人たちの中でつくった団体をつくるというふうに認めなければだめなんです。反対で、自治会も社会福祉協議会も関係なしに設立した団体では活動できませんし、協力も得られませんから、皆さんがつくって皆さんが理事に入っていた中の団体で、若

い人が見守りできるボランティアの人を探したほうがいいんじゃないですか。そうすれば自治会も協力するしね。

○源委員長

これは、そもそももう自治会だけに焦点を当てるのをやめてという、そういう案でございませぬ。

今幾つか指摘がありましたが、一番自治会の構造的な問題があると。だからもう余りそこに行くよりも、新しくこういう制度をつくったほうがいいんじゃないのとか、もう一つ、ヘルパーさんのほうはちょっと難しいねという話になり、そして、もう一つ「地域包括支援センターが何らかの役割」もそういう意味ですか。

○岡田委員

それは私です。協力員とか民生委員さんがどこに相談に行くのかとかといったときに、地域包括支援センターか区の高齢介護課というふうになっているけれども、その担当さんも大変じゃないかなって私は思って、ちょっと私の中で、どういうふうに自治会と社会福祉協議会ではないセーフティーネットの網が張れるのかなというイメージを持ったときに、協力員とか市民の人たちが見守りをするけれども、それをバックアップしてくれる人がいることで動けると思うんですね、安心して。個人情報もいろんな人には出せないから、そのとき誰がバックアップするのかといったときに、民生委員さんは公務員で守秘義務っていう、地域の市の施設、公民館とかそういう公務員さんがいるところが区割りをして、バックアップに、その課を全然取っ払って、バックアップしますよみたいな形にすれば安心して、その人たちが全部出かけていくことはできないと思うんですが、ただ個人情報はその公務員さんのところにあると。そこで公務員がちゃんと守秘義務を守っているというバックアップがあれば、市民の人がそこで、例えば公民館だったらいろんなグループがあります、サークルとか。そういう人たちは公民館の人とも顔見知りだし、その顔見知りの人たちが地域でこんな人がいるよ、あるよといったときに一時的なバックアップの場を地域の拠点を市内の中につくっちゃったらどうかなというイメージと、あともう一つは、自治会が大変だなというのは、やはり戸建ての古い自治会さんは役員顔ぶれは同じ。だけれども、一、二年で交代するというのは、多分分譲マンションなんかは管理組合で、一、二年で必ず交代すると。大きな分譲マンションだと、そこで自治会を持っているということだと思うんですね。私はちょっと小さなところなんだけれども、ただ管理組合って輪番

制なので、若くても何でも絶対やらなければいけないというところが、やれば自分のためにもなるので、その辺の自治会の性格みたいなどころもちょっと分析してもいいのかなという2つの。

○源委員長

わかりました。今のお話は、どういうものかわからないけれども見守り活動をバックアップするような、ちょっと公的なものをつくり、それは見守り以外のほかの事業もやっているということですよ。もし仮に公民館とかということであれば、縦割りの仕組みを取っ払って、そういう拠点があればいいんじゃないか。しかも、今多分これに関係すると思うんですけども、戸建てとかいろいろ地域によって状況が違うということですよ。ですので、もしその地域ごとにあれば、地域の特色を生かしたバックアップの仕方ができるかもしれないと、そんなふうなことですかね。

ここちょっと並べて、今の議論は置いておきます。

○中村委員

思いつきで恐縮ですけども、民生委員が足りないのであれば、1,300人の民生委員を2,600人にしたらどうですか。

○事務局

これもいろいろと現実的な、自治会の皆さんを中心にどうやら推薦をいただいて民生委員さんというのが選ばれます。するとやはりなり手ということではありますと、なかなか簡単に倍にするということで自治会さんたちから推薦がいただけるかということ、そういう状況じゃないという問題なんです。

○中村委員

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

そうすると、今、岡田さんがおっしゃった公民館の人を民生委員に任命して、守秘義務の問題を解決するみたいな道はないんですか。

○事務局

まず、民生委員の場合は、その担当地区に住んでいる方じゃないといけないという問題がありますので、いろいろ条件が厳しくて、今おっしゃったような方々がすぐに民生委員になりたいといってもなれないという状況にあるかと思います。

○中村委員

民生委員というのは、公務員で給料は払われるという方なんですか。

○事務局

民生委員さんは給料という名目ではなくて、活動費という名目で一月当たり8,500円支給しております。これはあくまでも実費ということで。

○源委員長

あと出されている問題の中で、そもそもこの施策は必要かというのがありましたけれども、既にいろいろ議論されていますので、解決策としてこうだということですね。

それから、もう一つは先ほどの地域包括支援センターについて、これは地域の資源として知らなかったと、どういう役割か。それとの関係で、この見守りとかというの何か……

○江渕委員

それで、私が住んでいるところが35年前に分譲した約900世帯までないんですけれども、当時30代で入った方が今もう70代、結構高齢化が進んでいまして、うまくいっている自治会、地域だと思うんです。民生委員さんが3人いらっしゃいます。それで、地域包括支援センターが主催なのか老人会が主催なのかわかりませんが、月に1回か2回、団地の広場というものを100円持ってお茶菓子代らしいです。高齢者が行って、今日来なかったら、どうしたんだろうねって訪問をするとか。だから見守りにこちらのほうから出向いていくというのものもあるけれども、そういう場を定期的に設けて、来なかったらどうしたんだろうという、逆で高齢者の方を民生委員さん初め、元気な高齢者が見守ることがうまくいっている地域だと私は思います。

○源委員長

今おっしゃったイベントは、地域包括支援センターがやっているんですか。

○江渕委員

軽自動車がとまっているんですね、包括支援センターと書いてある。だからきっと何らかでかかっていると思います。ただメリットとして、元気な方が来るけれども、この方ちょっとおかしいよねみたいな早期発見にもつながるメリットがあるというふうに伺っています。

○源委員長

そうすると、そういった地域の資源をまた別の形で活用することで見守りということもできるのではないかと、そういうご提案ですね。

○江渕委員

ひとり暮らしだとか、そういう普通の方ばかりを訪ねていくんじゃなくて、逆に来なかったら、どうしたのかなという、ちょっと時間的にずれもあったりすると思うんですけども、具合が悪くて寝込んでいるとか、そういったのが隣近所にオープンに伝わるから支援しやすくなると思うんです。

○源委員長

というご提案ですね。これも自治会というより、別の地域の資源を使ったらどうかと。そうすると、ただそこはやはり全体を把握するという何か仕組みがもしかして、こちら辺の今おっしゃったバックアップというふうな形、何かそういうことが必要ではないかということです。

○鶴沢委員

ワンコインサロンみたいな自治会主体で、あとは青少年育成会で出向して来たり、各団体で1名ずつ出向してきて、土曜日とか日曜日、自治会の人を中心にやってサロンというのを開いて、その中で来なかった人には連絡したりする、それもやはり自治会がかかると。

○源委員長

自治会がかかわるといって、ますます大変だという感じですかね。

○金友委員

確かにそうですね。自治会のほうで何とかしてもらわないと、私は友達が25年間奥さんを介護した人がいるんです。それもやはり大変だと言ってましたね。25年間、もう朝の食事も30分以上かけて食べさせなければいけない、どうしようもないと言ってました。それで1回、何か介護施設みたいなところに入れてほしいんですね。そうしたら看護師さんというんですか、それが食べさせるのに、どんどんどんどん食べさせるからつかえちゃうらしいんです、のどへ。だからそれでも自分が朝から晩までやるんだということで引き上げてきて、自分でやっていたけれどもね。

○源委員長

大変ですよ。

○金友委員

その方も奥さんが81かなんかでお亡くなりになりましたけどね、ほっとしていると言っていましたわ。それと同時に私どももおふくろが、やはり兄嫁が介護したらしいんですけども、夜と昼が逆になっちゃうんですってね。だから寝てられないという

んですよ、兄嫁は。徘徊はしなかったみたいですけども、やはり骨折しまして徘徊できないようになったので不幸中の幸いといえれば幸いなんですけれどもね。

○源委員長

ありがとうございます。わかります。私も90過ぎた母を介護しているので、わかります。

○金友委員

さっきも書いたんですけども、専門でやっていただく方を決められて、それで講習でも受けられて、専門家の講習でも受けられたらどうかなと思うんですよ、私は。

○源委員長

ありがとうございました。介護の専門の方とかがいらっしゃって、もっと広い見守りということになると、どういうふうにするのかと、多分幾つかご提案が今出ているというふうに思います。

こちらのほう、もう一度ちょっとそこら辺に戻りたいと思いますけれども、その前にこちらの質問ですけども、こちら訪問介護のサービスについてということで、ちょっと1つ質問がございますので。

訪問介護サービスでなぜ市だけの事業者が必要なのか、民間と何が違い、どんな違いを出そうとしているのかというご質問がありますけれども。

○介護保険課長

市だけというのは、地域密着でということでしょうか。

○坂根委員

すごく大変な、何枚もの資料がある割に利用者が余りに少ないので、何で民間と一緒に民間だけの利用じゃなくて、市だけのものが必要なのかなというのが。

○介護保険課長

事業所は全て民間なんですけれどもね。

○坂根委員

でもこれは、市の密着型の……

○介護保険課長

いや、さいたま市内の被保険者に対して事業を提供するのが地域密着型のサービスでございまして、サービス提供業者自体が、法人の形態はいろいろございますけれども、社会福祉法人であったり株式会社であったりいろいろございますけれども、全て直営

ではなくて民間ということですが。

○坂根委員

なのに、なぜこれが必要なのか。

○介護保険課長

なぜ密着にしているかということですか。

○介護保険課主査

今回、お渡ししたのは公募の資料なんですけれども、地域密着型サービスというのが定期巡回だけではなくて、ほかにもいろいろあるんですね。それへの公募資料も含めて全部いってしまったので、こういったものがあるんですけれども、まずこの市だけにサービスを行う地域密着型サービスは介護保険、国としての制度で平成18年度から始まったものになっています。そもそも先ほど皆さん、高齢になって介護が必要になっていったときに、なるべくやはり身近で、住みなれた地域で暮らし続けられたほうが、やはり認知症の進行とかも変わってくるし、徘徊する人の人数はわかりますかという質問が先ほどあったんですけれども、逆にいうと施設に入ることによって帰宅願望が出て、それまで徘徊対象じゃなかった人が徘徊されてしまうとか、そういった現状もあるので、じゃまずは住みなれた地域に限定したサービスをつくりましょうというのが、この地域密着型サービスなんです。なのでサービス提供の範囲が市内、つまり住みなれた範囲でやっていきたいと思いますというのができています。それで地域にあわせて自治体ごとに計画をつくって、民間の事業者を公募して選定してくださいという形になってくるんですね。

ただ定期巡回自体は平成24年度から始まったサービスです。なので、まだ3年しかたっていないこともあって、まだ一般には浸透していないので、今現在の利用者がこれだけなんですけれども、ほかにも平成18年度から始まっている事業であるとか、あとは18年度から地域密着サービスに移行したんですけれども、グループホーム認知症対応型の専門の施設なんかについては12年度から、もうずっとあったりするので、そのところについては、また利用者数とかこういった区分けとかされてくるので、地域密着でまとめちゃっているんで、この資料が何なんだろうと見えてしまうんですけれども、ほかのサービスから見ると、こういった区分けとかも見ていかなければいけないというのもありまして。

○源委員長

今のあれは公募で、やっているのは民間企業……

○坂根委員

それはわかるんですけども。

○源委員長

公募でやった事業そのものだけ区切ってみて、そうするとまだ始まったばかりなので利用者が少ない。

○坂根委員

もう始まって2年とおっしゃいましたよね。

○介護保険課主査

24年度からなので3年です。

○坂根委員

それで11人とかっていうのが、ちょっと私には信じられなくて。

○介護保険課主査

それについては、まず制度的な問題として、24時間365日対応するというところで、保険制度の中でほかの訪問介護事業者が使えないという縛りがあります。これ何を意味するかというと、今現在の利用者さんは流れてこないんですね。もうヘルパーさんと関係性を築いちゃっているんで、そうすると、そこのヘルパーさんを切らないとこの事業者は使えないというまず問題点、これが大きなのが1つあります。

あと報酬体系が、24時間365日ということで月額の固定制なんですね。そうなってくると、何回行っても同じになってくると、確かに状態が重いときとかは1日3回だとかするんですけども、だんだんよくなってきたりすると週に2回とか1回とかなってくる事例も出てくる。そうすると事業所のほうで、利用者さんのためを思うのかわからないんですけども、うちを使うよりも普通のヘルパーさんで回数を決めていったほうが安くなりますよみたいなことも紹介しちゃうみたいなんですね。それでまた……

○坂根委員

じゃ対象になる人が最初から少ないということですか。

○介護保険課主査

少ないということと、あと、これが今一番の問題だと思うんですけども、介護保険のサービスってケアマネジャーさんがみんな手配するんですけども、そのケアマネ

ジャーさんの理解が進んでいないというのが一番の問題です。

それで今年と去年と、ケアマネジャーさん向けに説明会を開いたんですけれども、やはり温度差というのは地区ごとにありまして、岩槻区は今なかったりするので、春日部市の事業者からサービス提供を受ける例があったと思うんですけれども、やはりそういったまだサービスが始まっていない地区のケアマネさんは、何ですかこのサービスはみたいな状況ですし、逆にもうサービスが始まっている浦和区のケアマネジャーさんも、どうやって使っていこうかみたいな質問をしてくるみたいなところなんですけれども、ただじゃどうやって、私何すればいいんですかみたいなケアマネジャーさんも多くて……

○源委員長

今回見守りということが中心なんですけれども、これはこれでまた別に議論したくなかったねというところなんですけれども、ただこちら事業評価Aですよ。幾つ契約したという実績ですか。

○介護保険課長

整備数。

○介護保険課主査

サービス提供地域で。

○源委員長

ですから、本来のアウトカムというふうに見ると多分低いんですよ。だけれども、目標達成という目標の設定が今そういうふうになっているので、事業評価がAになっているということです。ただいろいろもう既に課題がありますということをご説明いただきました。どうもありがとうございました。

それで、ちょっと見守りのほうに戻ったときに、例えば本当に素人の質問で申し訳ないんですが、今の訪問介護の関係では何か横串に刺して、見守りというのに活用できるとかそういう可能性ありますか。

○介護保険課主査

このサービス自体が見守りのサービスになっています。なので、定期巡回という名前のおり時間を決めて巡回をしていきますとコースを決めて、それで利用者さんの家を回りますので、なので大体事業所のお話を聞きますと、やはり朝御飯、昼御飯、夕御飯、それとお薬を飲むとき、お風呂に入りたいとき、そういった形で見っていくので、

それによって、逆にいうと決まった時間に毎日とか回るということで、それ自体はもう見守りの効果があるということです。

○源委員長

そうすると、こちらの事業がもうちょっとうまく回っていくと、見守りというのもより充実する可能性があるということです。

○介護保険課主査

そうですね。公的なサービスとしての見守りというのは充実していくと思います。

○大内委員

そのメニューの廉価版とかないんですか。

○介護保険課主査

それは、厚生労働省の報酬がもう決まっていますので、これは変えられないです、自治体で。

○源委員長

でも、こちらの訪問介護の今の定期巡回という仕組みは、見守りというふうに連動していくということ。

○介護保険課主査

これについては、見守りのサービスと決まっていくと思います。

○坂根委員

でもそれは登録した人だけなんですよね。さっきの11人の人だけだと。

○源委員長

そこがちょっとブレイクするというかあれしないと。

○鶴沢委員

昼間の介護は食事つくったり、お掃除したり、見に来て1時間なら1時間やって帰るから、見守りのその業者とは、やっぱり元気になれば、ほかの業者に切りかえちゃうんだよね。

○源委員長

ありがとうございます。

○中村委員

今見守りの話なんだろうと思いますけれども、先ほど来、私は足らざるところを補うと、それでどういうふうに考えてアプローチしていったらいいかなという、どちらか

というと手段の議論をしているというふうに理解をしているんですが、そもそも足りざるところを補って、どこら辺までいったら目標達成したことになるのかということについて、少し具体的に定量的な目標がないと、どういう手段をとっていいかという、そのアプローチも考えられないような気がするんですが、目標というのは具体的にお持ちのものはあるんでしょうか。

○高齢福祉課長

現時点では、まず市内全域で見守り活動を始めていただく段階というふうに考えております。もう既に取組があるところはいいんですけれども、取組が薄いところ、まだ民生委員さんだけが頑張っている地域なんかはたくさんございますので、まず現時点ではその辺の弱いところを、取組を始めていただくためにインセンティブになるような取組ということで、この奨励金があるというふうに考えております。

また、その先には、またそういったより高い目標も必要かと思えます。

○中村委員

高い低い目標というより、例えば5万人というマーケットに対して月に2回コンタクトしますみたいな、そういうアイデアがないと、仕組みをつくりますと言われても、その仕組みが斜めの方向にいったら、それはなかなか最後のゴールに回り道することになるんじゃないかという意味では、今の段階でも、そんなに数字で具体的にというのは要らないと思えますけれども、大体ラフなアイデアというのは必要なんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○源委員長

できるだけいい手段を考えるにしても、どこまで目指せばいいのかなど。それ多分数量というよりも、どういう状態をまず目指すのかというのがあって、おそらく何かいろいろ議論して、皆さんいろいろご意見いただく中で、自治会に見守りをさせていただくということ自体が目的ではないという感じがいたしますよね。それが目的になると、自治会にしてもらわなかったら、もう失敗だからC評価になっちゃったという。でもよく伺っているいろいろな仕組みもあり、既にやってあるものもあり、全体像で捉えたときにどういう戦略をとったらいいいのかという議論をしたときに、じゃそういういろいろなことをやっている、横串で刺すようなネットワークなりバックアップ何かできないかとか、あと関連する事業とかという、多分そういう議論になっているんだと思うんですね。そこら辺いかがですか、目標が自治会にやってもらうこととか、あ

るいはもちろんそういうことも考えられるけれども、今のお話だともっと、何人というのは難しいにしても、いかがですか。

○高齢福祉課

もしかしたら間違っている解釈なのかもしれないんですけども、私が勉強した限りだと、平成18年でしたか19年でしたかの介護保険の法律の改正のときに、介護予防という話があって、その中で、地域で見守りをしていきたいと思いますというのが一つ法律の中に盛り込まれました。そのあたりから、どうも厚生労働省の議論であったり、国でつくっているゴールドプランの中で、地域の見守りというのも一つの活動としてなるべくやっていただきましょうと。よその資料なんかで見ますと、昔ながらの向こう3軒両隣というのが、その根っこの考え方にあって、地域の皆さんでお互いケアをしていきたいと思いますというところがありまして、先ほどの説明の資料であったように介護サービスの事業所さんですとか、日常的に電気会社や新聞屋さんですとか、いろいろな人がいろいろなお宅に訪問するわけですので、そういったところでいろいろな気づきがあって、重層的な、いろいろな人がかかわっていく中で地域の人というのもある程度意識を持っていただいて、周りの方々、近所の方々にもそういった見守り活動をやりたいというのがもともとの発想としてあったと。それを制度化するときに、役所ですので、どうしても制度という形でやっていくときに見守り協力員というのを推薦してお願いしますとか、団体として自治会さんをお願いしましょうかということをお願いしてきたというのが、その前の段階の考え方としてあったというので、今その見守りネットワークというので、一部分のそこの部分がちょうど今、焦点が当たってご議論いただいていると。

○源委員長

そうですね。もっと共通のアウトカムを設定して全体で議論をしていくようにしないと何がいいのかというところがちょっと議論しにくいというか、いろいろアイデアは出ていますけれども、そういうご意見ですね。

○鶴沢委員

強制されると自治会は拒否反応を起こすんだよね。だから、火の用心でもそうですけども、防犯のパトロールをしながら、個別にやはりひとり暮らしの家の前を通ったりは自治会はしているんですよ。それは極端な話で、見守り委員とかそういう名前をつけると、回数が月に1回の自治会のパトロールじゃ済まないわけじゃないですか。

そうでしょう、月1回だって前やっているから、これはクリアだと思うんですよ。これをクリアさせる意味で、例えばここに書いてあることはもっともなことですよ。ここができれば一番最高のことだと思うんですけども、でもこのまま自治会に持っていったら間違いなく反発されるし、ほかの団体も間違いなくこのままだと無理だと。できる方向に考えるんだったらということで、僕はここがこの人たちが推薦する人たちであれば月に2回、市役所で2回なら2回、週に1回なら1回行っていただける人を推薦できるかなという話で、この評価の話になるんですけども、評価がいかに通って、来年これがA評価になるかB評価になるかということが、そこだけで本来はここにあるんですけども、このままいったらまた来年も一緒だと思いますよ。

○源委員長

何か今のお話を伺っていると、今回、平成26年度にやられたことを自治会に話をもっていったというのは、どちらかというと事前調査的ですよ。何か話をもっていったらこうだよ、じゃ次にどうしようかという、この本格的に戦略を立てるときにここで議論されたような、ほかとの連携をじゃどうしましょうかみたいなのをこれから考えていくという、そんな感じの印象を受けたんですけども。

○坂根委員

すみません、さっきからこの事業が必要なのかどうなのかという中で、それで見守れなくて漏れちゃって何か事故があったのはどれくらいあるんですか。見守れなくて、どうなっちゃった人がいるんですか、反対にいうと。

○高齢福祉課長

数年前に一度……

○坂根委員

でもそれはやはり高齢者なんですか、かえって若い人だったりするんですか。

○高齢福祉課長

両方、事件はありました。高齢者だけの孤独死もありますし、あと30代だか40代だかの息子さんも一緒にお亡くなりになったり、あと札幌市だったか、若い方ですけども、姉妹でお二人とも餓死されたとか、いろいろな事件。

○坂根委員

そういうのは見守りの対象だった方なんですか。

○事務局

対象ということの以前の話、今のお話もう少し詳しく申し上げますと、これは平成24年の夏場ぐらいの3カ月か半年ぐらいの間の人数として、いわゆる福祉関係とかはもう抜きにして、誰でもいいから近所の人が見つけておかしいということで、救急搬送というのが一番あるんですね。そうすると救急搬送して行ってみたら亡くなっていたとか、ちょっと変だからといって警察呼んで、警察のほうで事件性のあるところを調べたりとか、そういう件数だけでも、その三、四カ月だけで30件とか40件ぐらいあるんですよ。つまりそれらの方々が、本来であればもう少しきめ細かな目が通っていれば、もしかしたら助かったかもしれないというような人の、ざっくりとした人数として、そういった統計的な事実、数字もあります。

もしかしたらそのような方々が、見守り体制というものがもう少しできていれば救われたかもしれないということですね。福祉の方面につなげて助かるような人もいるし、いろいろなケースがあると思いますけれども、事実そういう形で亡くなられた方がそのぐらいだというのは、ちょっと部分的ですけれども、そういう状況です。

○源委員長

今のご質問というのは、一体本当に今問題は何かということをお知りになりたかったんだと思いますね。多分自治会とかにお話しするときも、問題はこうこうこうだからというふうなお話でやられるかと思うんですけれども、ちょっと私一つ質問してよろしいですか。

自治会としては見守りというのを、多分見守らなければいけないというのは誰も反対しないですね。じゃ自分たちとしてはどうしたいんだというような意見はあったんですか。こういうことをしたい、こういうことをしたらいいんじゃないかと、皆さんがどう認識しているかという話ですけれども。

○高齢福祉課長

そのころの記録を見ますと、やはり行政側からの一方的な提案に対するご批判なんか中心だったですね。だから本来のあるべき見守りについての議論は、ちょっと余り見られなかったように思います。

○源委員長

多分、何か印象として今のご質問にも関係すると思うんですけれども、多分自分たちが問題として認識しない限り、何かやろうというふうに、認識というか、ご自分たちがやらなければいけないというか、やるという気持ち、多分言われたからやるという

のではないので、そうすると反対とかというのが出てくるかなという印象。一緒に考えるというふうな機会があったらいいかなと。一緒にどういうふうにするか考えましょう。そこからこういう形でいろいろなアイデアは出てくる可能性はあるし、それだったら自治会はこういうふうにかかわれるかもしれないという、当事者意識という部分が、一緒にやって議論することによって生まれてくるというのはあるかなと。

実はちょっと1件、別の障害者が地域でどういうふうにかかわるかということ自治会の人たちとかいろんな当事者の保護者の方とかいろいろ議論したときに、まさに自治会の人の方がそういうふうに言っていました。全く関係ない問題だと思ったら、話してみるうちに自治会はこういうふうにかかわれるか、地域のことだからというふうなことで、どんどんどんどんいろいろな意見を出さなければいけないと思ったと言われましたので、何かそういう仕組みも必要かなというふうには。

○中村委員

——5万件、5万件と言っていますけれども、5万件の人は基本的には民生委員の人がアプローチしているはずなので、この中でより重点的に見守りが必要な人と、まあ元気だから放っておいても良いという人と分かれているようなリストはあるんですか。

ぐっとショートリストにして、じゃここは本当に手厚く見守る必要がある人は、場合によってはもうさいたま市役所職員が行ってもらおうと。あるいは行くのが大変だというのであれば、全部電話すると。電話して、とりあえず何か答えてくれたらオーケーだけでも、電話に出ないよというんだったら、そこで行くと。みんな一律に5万件と議論していると余りにも数が多くて大変なんだけれども、それをちょっと絞った対応というのはできないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢福祉課長

ありがとうございます。今のご指摘がちょうど平成二十四、五年に、この事業の説明をしていた記録にちょうどぴったりの部分がございます。当初自治会だけに見守り協力員をお願いしていたときの説明では、まずは何気ない見守りから始めてください、それから次の段階といたしまして、できる自治会さんでは、希望による見守りも行ってくださいと。じゃ問題があるのは、それにそれぞれポイントを、何気ない見守りは1,000円が上限で、あと希望による見守りは年間4,000円が上限とか、そういうところが反発受けちゃったんですけれども、さらにその次の、特に気になる方への見守り、例えば虐待のおそれとか、ごみ屋敷のような、極端な重い例については、これは対象

自治会さんの見守りではなくて、もうこれは地域包括支援センターや役所にすぐ連絡してくださいという役割分担といたしますか、民生委員さんが1ランク上の心配な方、気がかりな方への見守りに力を注ぐ、たくさんいらっしゃる、ふだんは大丈夫なんだけれども、たまに心配がないわけでもないような方は、地域の方大勢で見守っていくという重層的な見守りというのが描けているかと思えます。

○内田委員

とりあえず確認をさせていただきたんですよね。重層的サービスって本当にいいんですけれども、市の方が見守られているというふうに判断するのはどの程度の基準というのがあるんですか。例えばあの人のところには月3回行ったとか、そういう基準というのがあるんですか。こういう基準を達しているから、ああ見守られているんだねというふうにわかるのかどうか。生存確認はたまに行っていれば、一応見守っているということになる。そういう判断でいいですか。

○鶴沢委員

この前の新聞配達の人が見守って、牛乳が出ているとか牛乳がたまっているとかという、だから生存確認なんでしょう。

○内田委員

であれば、そういった情報を、先ほどもお話あったと思いますけれども、いろいろな方、老人クラブなんかでお集まりなるとかという話もあるでしょうし、そういったいろいろなところで見守っているんだろうなと思われる話は、みんな集約して、じゃ全体的にどのくらいカバーされているのかなという感じで見られているんですか。

先ほど来、定量的な数字が出るだろうかというお話もありますけど、例えばそうやって老人クラブやいろいろな重層的なサービスでやっていて、生存確認があらゆるところでできているという判断をするのは、どうやって判断されるのかなということ、そこをちょっとお伺いしたいなと思えます。

○高齢福祉課長

現在のところ、そういった見守りの頻度の基準といったものは一律なものはありません。いろいろな安否確認の事業なんかも月1回電話するとか、そんなような事業がございますし。

○源委員長

今、あと内田さんのおっしゃったように、いろいろなところでいろいろなことをやって

いるのをちょっと集約したようなものが市かなということなんでございますね。

皆さんの議論を途中で止めるのはもったいないと思ひまして、すみません、ちょっと時間が8時半より過ぎてしまいました。そろそろ終わらないと、もうここを出なければいけないということでございますので、申し訳ありません。

最後にちょっとだけ、今日議論したことを皆さんとちょっとご確認をさせていただきたいと思ひます。長野先生よろしくお願ひします。

○長野委員

まず、幾つかの議論の中の、まずそもそもこの事業の前提となっていることは何だったのかということの議論があったわけであります。どれぐらいのいわば要ニーズ、ニーズをお持ちの方はどれぐらいで、それに基本的な行政制度でどうなっていくって、それを前提にして何を我々は議論しなければいけないのかという確認をまずしたというのがございました。

統計上では単身または高齢者のみの方は5万人ぐらいいらっしゃると、基本的には民生委員さんという非常勤の公務員の方と市の職員の方の一応行政制度はあると、これを一応前提に議論しましょうということの上に、さらに前提として、ある時点での調査では、大体30%ぐらいの自治会は自分たちで見守りをやっているという自己申告があったと、こういうこと的前提から議論があったわけであります。

そこでいろいろな問題が出てまいりました。まず、大きく焦点が当てられたのは、これは自治会を大事にしているということ自体の問題があるんじゃないかということでもございました。その一つの理由が、そもそも自治会というのはさまざまな制約を背負ってしまっていて、いいところも悪いところもあるわけなんですけれども、自治会を前提とすること自体を今回ちょっと疑ってみてもいいのではないかというのが、まず1点あったわけだす。自治会はとてとてもとても大事な存在で、地域に絶対必要なんだけど、それを事業の前提とすること自体がいいのかということから考えましようということがありました。

それから、さいたま市というのは非常に地域性やニーズで多様性がある地域なので、一斉に同じシステムを入れるということ自体が本当にいいのかという、まさに事業展開のあり方として議論がありました。その延長線に置いた一つの答えは、地域ごとでいろいろ差がありそれぞれ状況が違うんだから、その中で戦略を立てないといけないんじゃないかなというようなものが出たわけであります。ある地域は、今ある町会が

頑張ればいいし、今はちょっとうちは無理だけれども、逆に集合住宅の管理組合さんはとてもいい関係になっているので、ここにある大事な種を育てたほうがいいんじゃないかとか、むしろ、いや外部から入ったほうがいいんじゃないかと広くご議論があったように理解しています。

さて、問題を一步進めてどうしたらいいかということに対して、いろいろな方からいろいろなご提案がありました。例えば今ある地域包括支援センターという大事な行政制度の資源をもっと使えるように切りかえたほうがいいんじゃないかということだったり、自治会を中心とするというのではなくて、自治会の横にあるような新しいネットワークのようなものをつくってあげて、いってみれば圧力が自治会にかかってしまうのをまずそらしてあげられるようにしてあげないといけないのではないかだったり、この問題は個人情報という非常に法的に難しい問題があるので、これはいってみれば自治会という一般市民にお任せというのはとても難しく、何らかの形で公務員の人に関与するようなシステムにしておかないといけないんじゃないかといった、いろいろなご提案がありました。

それで、この後なんですけれども、そもそもの前提としてわかったことにつきまして、介護保険の延長でいきましょうということは、制度上難しい問題が特にあるので、介護保険の延長としてお金を払うというのはちょっと難しいらしい。だからその上でというので何があるかというのを議論をしていかなければいけない。

今後の戦略として明らかになったことは、今までのようなある意味で行政側から営業をかけていっても拒否反応が起きてしまうので、一緒に考えるような、引き出してあげるような場を一緒につくるというような、ちょっと戦略の転換を図ったほうがいいんじゃないですかというような議論があったり、あるいはもう既にたくさんのネットワークがあるので、あるいは事業が動いているので、これはいってみれば担当者の部局が違うところになるんですけれども、今あるものをもう一度組み直すということにちょっと力を入れたほうが、新しくやるよりもいいんじゃないですかというような、次への戦略のことが出てまいりました。

そのほかに専門職であるケアマネジャーさんの問題とかいろいろ指摘されたわけなんですけれども、大きくはそんなところであったんじゃないかなというのが私の振り返りであります。

どうもありがとうございます。

○源委員長

ありがとうございました。ということでよろしいですかね。今の論点整理していただきましたが、もう一度これらを踏まえて、振り返りという紙にまとめますので、またそれを皆さんに確認していただくことにしたいと思います。

すみません、時間がすごくオーバーして申しわけありませんが、事務局のほうにお返しいたしますので、担当課の皆さん、どうもありがとうございました。

○事務局

長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございました。

最後にその他ということで、ご連絡ですが、前回もお願いしましたが、委員会の議事録の確認のお願いでございます。これテープ起こしということでやっております、事務局のほうでも確認しているんですが、なかなか発言者が確認できないとか、あるいは明確に聞き取れずに空欄になっている箇所がございます。また皆さん、委員の皆さん方にご協力をお願いしたいと考えておりますので、次回の委員会の受付の際にご提出いただければと思っております。

それから次回の委員会でございます。次回は、今度は3週間あきますが、6月25日の木曜日になります。時間はきょうと同じ午後6時半から、場所は、前回と同じ、この部屋ではなくて第14集会室ということになります。建物はこの建物ですけれども、部屋が変わりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして第4回市民評価委員会を閉会とさせていただきますと思います。

本日は長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後 8時45分 閉会